

令和6年10月開始

都内助産所での妊婦健康診査受診票の使用が可能となりました

これまで助産所で受診した方は、全額費用を窓口負担し、後日、受診した方からの申請に基づき、お住まいの区市町村より費用を助成していました。

今後は、医療機関と共通の受診票を使用することで、都内助産所での健診も一定金額を上限として助成を受けられるようになりました。

対象者

令和6年10月1日以降に妊娠届を提出した方

受診票を使用できる助産所

東京都福祉局のホームページ（右の2次元コード）からご確認ください。

※以下のページ内に掲載しています。

東京都福祉局＞子供家庭＞妊娠・出産＞母と子の健康のための情報＞妊娠がわかったら



受診票の使用方法

助産所に受診票を事前に提出してから、健診を受けてください。

※受診票を忘れると自費での受診となりますので、ご注意ください。

助成上限額

1回当たり5,280円（令和7年度助成上限額）

※助産所での受診は、**原則7回が上限**です。

（ノン・ストレス・テストを助産所で実施しない場合は6回が上限）

お問合せ

妊婦健康診査については、お住まいの母子健康手帳交付窓口にお問い合わせください。

最新の情報は、上記の東京都福祉局ホームページに掲載しています。

以下の健診は、医療機関で受ける必要があります。

・1回目の健診（初回健診）

・クラミジア抗原、経膈超音波、H T L V - 1 抗体、
血糖、貧血、B群溶連菌検査

・子宮頸がん検診

・超音波検査